関係各位

令 和 ３ 年 ３ 月 ２ ２ 日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

令和３年３月２２日以降の業務体制について（お知らせ）

日頃より、当機構の運営にご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

令和３年３月２１日（日）、政府より新型インフルエンザ等特措法に基づく緊急事態宣言が、東京都を含め解除される旨の発表がなされました。

当機構では、下記のとおり３月２２日（月）以降も引き続き、在宅勤務を積極的に活用した業務体制をとることといたします。

つきましては、当機構の担当者あてに電話連絡を頂いても、担当者が在宅勤務の場合には、直ちに対応できない可能性がございますので、ご面倒をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

●実 施 期 間：令和３年３月２２日（月）から当面の間

●対　　象：機構全職員（一部職員を除く）

●緊急連絡先：kiko-daihyo@ndf.go.jp（機構代表）